

クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の事業報告書の改訂について

令和 7 年 9 月 2 5 日
経済産業省商務・サービスG
商取引・消費経済政策課

割賦販売法施行規則第 1 3 6 条に基づきクレジットカード番号等取扱契約締結事業者に提出が義務付けられている事業報告書について、令和 7 年 9 月 2 5 日付け「割賦販売法（後払分野）に基づく監督の基本方針」の改正も踏まえ、令和 7 年度分の報告から下記の報告事項を追加することといたしました。
※今回の追加分を含めた報告書様式の全体は令和 8 年 3 月頃にホームページに掲載いたします。

<追加報告事項>

- ・加盟店の不正利用の発生状況を把握することを目的として、事業報告書中、「Ⅱ 割賦販売法に定める措置の実施状況に関する事項」に加盟店の不正利用発生状況に関する以下の報告事項を追加。

加盟店の不正利用発生状況

- ①自社と加盟店契約を締結している加盟店のうち以下の（ア）及び（イ）のいずれにも該当する加盟店の数

店

- （ア）報告対象の事業年度中、いずれの月においても月間の不正利用発生額が 50 万円を超えている加盟店
（イ）報告対象の事業年度の不正利用発生率（不正利用発生額／取扱高×100）が一般社団法人日本クレジット協会（JCA）が公表する不正利用発生率を超える加盟店
（注）上記（イ）の JCA 公表の不正利用発生率は、報告対象の事業年度開始日から直近の年次の不正利用発生率を用いること。

- ・ 上記項目（４）①に該当する加盟店について、「（別紙）不正利用発生加盟店一覧」を提出。

[illegible]

(参考) 報告に用いる不正利用発生率について

- ・ J C A の不正利用発生率は、報告対象の事業年度開始日から直近の年次のものを用いることとする。

		2024年				2025年				2026年			
		Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4
J C A 算出による不正 利用発生率		2024年分				2025年分				2026年分			
						★3月公表							
						2025年中に始まる事業年度の事業報告書では 2024年の平均不正利用率を基準として報告する。							
クレジットカード番号 等取扱契約締結事業者 の事業年度						1月～12月末							
						4月～翌年3月末							
						7月～翌年6月末							
						10月～翌年9月末							